

富山ガラス造形研究所外国人教師募集要項

- 採用予定職種 准教授（嘱託職員）
- 担当予定科目 コールドワーク
- 募集人員 1人
- 応募資格 次の要件を満たす人
- ① 美術系大学（ガラス学科）を卒業し、学校又は学校に準じる教育機関で従事しているか又は、作家活動をしている人のいずれかで、コールドワーク経験が10年以上の人
 - ② 英語が堪能な人
 - ③ 原則として、2018年9月1日時点で35歳以上50歳未満の人
- 募集締切日 2019年1月31日(木)【応募書類必着】
- 採用予定日 2019年9月1日
- 応募書類 (1) 履歴書（顔写真貼付、氏名、住所、生年月日、学歴、職歴、作品収蔵、展覧会等の受賞歴等を記載）
- (2) 自己制作作品
- 20作品以内の画像を500万画素以内のjpegデータで、DVD-Rに収録して提出
 - 各データ名は作品番号及び作品タイトルとする。
《1作品2カット以内》
※ 別途、作品説明のリストを添付のこと【別紙様式1】
 - 5分以内の映像データ（動画）1本の提出も可

収録した作品写真のサムネール画像を一覧にしたもの（pdf形式、A4版用紙）を同DVD-Rに収録すること。

(3) 推薦書 2 通 (英語の場合は、250 語以内)

(4) 自己推薦書 (A4 版用紙・1 枚以内 英語の場合は、300 語以内)

(5) 最終学歴修了証明書

注意事項：上記の(1)～(4)については、日本語または英語表記とする。

選考方法 提出書類及びインターネット面接【スカイプ】により選考

採否の決定 応募者全員について、本人あて通知 (2019 年 3 月上旬)

応募書類提出先 〒930-0143
富山県富山市西金屋 80 富山市立富山ガラス造形研究所
TEL : 076(436)2973
FAX : 076(436)2974
E-mail: tigainfo@toyamaglass.ac.jp

富山ガラス造形研究所外国人教師採用条件

- 1 招聘期間 2019年9月1日～2021年8月31日（2年間）
- 2カ年の期間満了後においては、協議により2年間の範囲内で、期間を更新することができる。
 - 招聘期間の始期は、赴任が9月1日以後になるときには、本研究所に到着された日の翌日から始まるものとする。
- ※契約を締結する場合、予算年度（4月1日～翌年3月31日）により、年度ごとに契約するという方式をとります。あらかじめご了承ください。

- 2 待遇 「富山ガラス造形研究所外国人教師の給与・待遇基準」に拠る。

(1) 給与等について

- ①本給 給料は、毎月15日に支給します。
※大学卒業後の経験年数により俸給の格付けを行います。
【参考】現任外国人教師の給料月額 399,000円（採用時：39歳）

- ②期末・勤勉手当 日本人教員の例に準じて支給します。

- ③住居手当 契約期間中、住居手当を月額 27,000円を限度として支給します。

- ④扶養手当 日本人教員の例に準じて支給します。
※扶養手当を受給する場合は、結婚証明書、出生証明書の提出が必要となります。

- ⑤通勤手当 日本人教員の例に準じて支給します。
※交通手段が公共交通機関か自家用車かによって異なります。

※給与等については2018年度の金額であり、2019年度は変更となる場合があります。

(2) 健康保険と年金について

全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金に加入します。

(3) 居住する住居について

- 住居は富山市で借り受け、本人に貸し付けます。家賃は、使用料として富山市に納入することとなります。

- 電気・ガス・水道・電話等の使用料は本人負担とします。

- 原則、犬・猫等のペットの飼育は禁止しています。

(4) 労働者補償保険について

職務による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険が適用されます。

3 勤務時間について

(1) 担当授業時間数

週あたり 15 時限とします。(1 時限は 50 分です。)

(2) 勤務時間

週あたり 37 時間 30 分で、1 週間の勤務は、原則、月曜日から金曜日とします。
ただし、入学式やワークショップなどの学校行事で土・日曜日に出勤した場合は、平日で振替休暇（代休）を取ることができます。

4 休日・休暇などについて

(1) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(2) 有給休暇

初年は、年間 12 日（9 月～翌年 3 月）、2 年目以降は、年間 20 日をそれぞれ限度とします。ただし、雇用期間が 1 年未満の場合には、その月数により按分されます。

5 税金及び社会保険料について

上記の給与から、税金、健康保険料、年金保険料が法令の規定に基づき算定され、給与から差し引かれます。

6 赴任及び帰国旅費について

(1) 赴任旅費

本人及び家族の赴任時には、現住所から本研究所までの最も経済的な通常の経路による必要な旅費の実費を本研究所に到着した後に、円貨で支給します。

●航空運賃 ○○○国○○市→日本（○○国際空港）

●日本国内旅費 ○○国際空港→富山市（鉄道または航空機）

(2) 帰国旅費

帰国旅費は、原則として引き続き 2 年以上勤務し、かつ、契約の期間が満了し、契約期間満了後 3 カ月以内に日本を出発する場合に支給します。

7 作品の制作について

研究所所長との協議により、研究所の運営に支障のない限り、自分の費用で制作することができます。

8 その他必要なことについては、双方協議して取り決めます。